

職場掲示用

# R5年 死亡労働災害

これ以上  
仕事で

# 死なせない!!

9月末で  
**10人**  
(前年同期比 +2人)



詳しくは  
◀ コチラ

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

# R5年 福井県内で死亡災害が多発しています！

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

本年度は、第14次福井労働局労働災害防止推進計画（R5年4月1日～R10年3月1日）（以下「福井労働局14次防」といいます。）のスタートの年です。

この福井労働局14次防では、計画期間中に、事業者、労働者等の関係者、労働局・労働基準監督署が各種の取組を進めることにより、

- ① 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下（※1）とする。
- ② 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年（925人）と比較して、2027年の死傷者数を減少させる（※2）。

ことを目指しています。

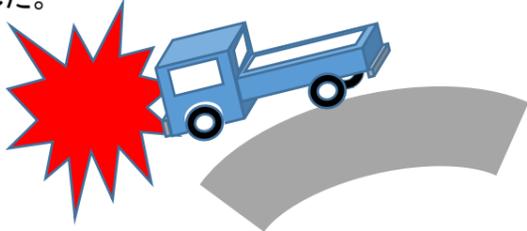
※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数（14次防期間中：9+8+7+6+5=35人）

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数で比較。

[福井労働局14次防の概要等はコチラ（リンク）](#)

この福井労働局14次防に基づき、令和5年は、死亡災害を、少なくとも**9人以下**に抑えなければならないところを、本年9月末時点で、**すでに10人の方がお亡くなりになられています。**

**2月** ダンプカーを運転して国道を走行中、道路わきのスノーシェッドと雪山に激突した。

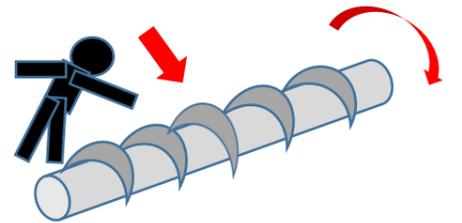


**2月** 客先において、梱包された大型荷物を建屋内2階（当該2階は1階、中2階、2階とある建屋の2階部分にあたる）にクレーンで搬入する作業中、荷物を建物内に搬入したのち、空箱を2階窓から地上に下ろす際、被災者が2階窓から墜落した。

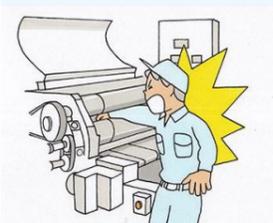


イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**2月** 機械の調整作業（推定）のため稼働中のサイロ内に被災者が立ち入り、サイロのスクリーコンベヤーに身体の一部が巻き込まれた。

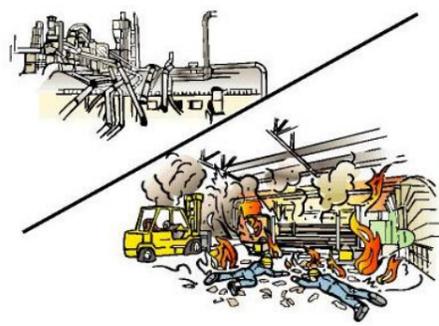


**4月** 熱処理・表面処理ラインにおける製品検査において、ロールの点検のため、インターロックのある扉内側へ、機械を停止させないまま入り、当該ロールと製品との間に右手を巻き込まれた。



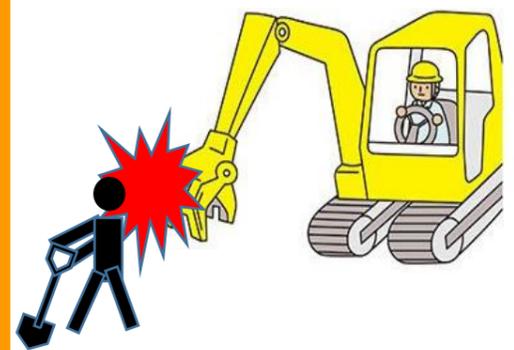
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**5月** 工場内において、木材チップを破砕し乾燥する工程で、爆発・火災が発生して、作業場にいた労働者1名が死亡し、同工場内の労働者4名が負傷した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**7月** 重機とスコップで作業する作業員が近くで作業をしていたが、重機が急旋回してしまい、重機の爪がスコップで作業をする作業員の頭部を強打した。



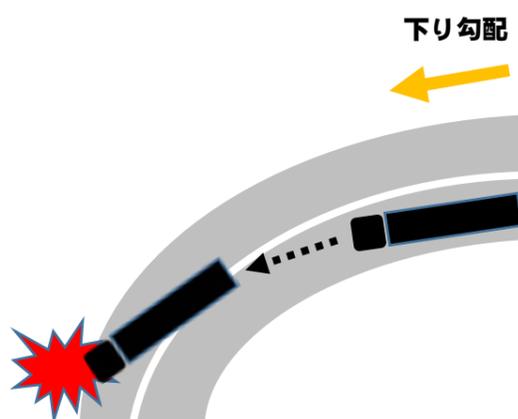
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**8月** ドラグショベルを運転し、豪雨災害によって林道上に流出した土砂の除去作業を行っていたところ、林道の路肩からドラグショベルごと転落した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**9月** 荷を積んで市道を走行していた大型トレーラーが、下り勾配の左カーブにさしかかったところで対向車線にはみ出し、横転し、道路わきの駐車場の無人車両（およそ10台）を押しつぶした。



**9月** 貨物自動車（4トントラック、空荷）で、荷主事業場に向かい県道を走行中、緩いカーブで中央線を越え、対向車線を走行中の路線バスと正面衝突し、貨物自動車運転手が死亡した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**9月** 溶接作業を行っていた倉庫内で火災が発生し、倉庫内で別の作業を行っていた労働者1名が被災した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

# 仕事で労働者を失わないようにするための 3つのアプローチ

— ただちに、以下の3点に取り組んでください！ —

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

## ☑ アプローチ 1

### 労働者を大事にする会社であり、仕事で死なせないことを表明し発信する。

- ① 労働者の安全と健康の確保対策に積極的に取り組む会社は、社会的にも評価され、人材確保の面でもプラスになるなど、経営面からも重要性が増してきているとされています。
- ② こういった社会情勢も踏まえ、事業場トップが安全衛生に積極的に関わることで、「事業者の責務」を全うする意思を示していくことが肝要です。
- ③ 事業場トップの姿勢が事業場の安全衛生水準を決定すると言っても過言ではありません。

## ☑ アプローチ 2

### 労働災害の現状を把握し、我がこととしてとらえる。

自社で起こった事故を繰り返してはならないのはもちろんのこと、世間で起こった事故を、自社でも起こりうるものとして捉えてください。

## ☑ アプローチ 3

### 作業にひそんでいる危険はないか、今一度、点検・確認を。

- ① 死亡労働災害が発生した事業場の方からは、「長年、同じように作業を繰り返してきたが、このような事故が起こるのは初めてだ・・・。」という言葉をよく耳にします。  
多くの場合、それまでの間、たまたま事故が発生しなかっただけのことです。
- ② 事務作業しかない事業場であっても危険が存在しないわけではありません。
- ③ 事業場ごとに危険の種類は、まちまちです。  
自分たちの作業には、危険がひそんでいないのか、今一度、点検・確認してください。
- ④ 見つかった危険に対しては、先手を打って安全を確保してください。
- ⑤ 一定の安全のための措置をとっていても、何らかの理由により、その措置が機能せず、または、乗り越え、無効な状態にされるなどして災害は起こっています。  
安全のための措置をとる際には、現場の声を尊重し、より作業の実情に応じたものとするのが重要です。